

天草市人権教育・啓発基本計画【改定版】

令和5年（2023年）3月

天草市

ごあいさつ

「世界人権宣言」においては、すべての人が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則が明示されています。人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり「日本国憲法」においても、この憲法を貫く最も基本的な原理として人権尊重主義を掲げています。

国においては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、本県においても、令和2年（2020年）6月に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、同年12月には、「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第4次改定が行われ、本県における人権の重要課題の動向などを踏まえ、人権教育・啓発に係る各種施策の充実が図られています。

しかし、部落差別（同和問題）をはじめとする、様々な人権問題は今なお存在しており、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待、ハラスメントの増加、性的指向・性自認に関する偏見、インターネット上での差別的な表現の掲載等が社会問題となっています。また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、感染された方やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別的行動などの事案も発生しています。

こうした人権を取り巻く状況を踏まえ、天草地域においても、時代の流れや社会情勢の変化、人権問題に対する国や県の動き等を勘案し、天草2市1町で組織する天草郡市人権教育推進協議会において、令和4年（2022年）5月に「天草地域人権教育・啓発基本計画」の改定が行われました。

本市においては、この新たな「天草地域人権教育・啓発基本計画」を基に、第3次天草市総合計画との整合性を図り、平成22年（2010年）10月に策定した「天草市人権教育・啓発基本計画」を改定いたしました。

今後、第3次天草市総合計画基本構想「ありたい姿」に掲げる「多様性を認め合い、互いに尊重するまちになっています」の実現に向けて、市民の人権意識の高揚と人権教育の充実を図り、様々な人権問題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見ご助言をいただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、関係団体及び市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年（2023年）3月

天草市長 馬場 昭治

目次

はじめに	1
第1章 基本計画の位置づけ	3
1. 計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. SDGs達成に関する位置づけ	3
4. 計画期間	4
5. 計画の構成	4
第2章 基本理念	5
1 人権教育・啓発の定義等	5
(1) 人権とは	5
(2) 人権教育・啓発の定義	5
(3) 人権教育・啓発の目標	6
(4) 基本計画の成果指標	6
第3章 人権教育・啓発の効果的な推進	7
1 人権教育	7
(ア) 就学前教育	7
(イ) 学校教育	7
(ウ) 社会教育	8
2 人権啓発	9
(ア) テーマ	9
(イ) 手法	9
3 人材の育成・研修	10
(1) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発	11
(2) 企業や団体等における研修・啓発	12
4 各種資料・情報の収集及び提供	12
5 相談体制の充実	12
第4章 人権の重要課題についての取組みの方向	13
1 女性の人権	14
2 子どもの人権	16
3 高齢者の人権	18
4 障がい者の人権	20
5 部落差別（同和問題）	22
6 外国人の人権	24
7 水俣病をめぐる人権	26
8 ハンセン病回復者及びその家族の人権	28
9 感染症・難病等をめぐる人権	30

(ア) 感染症をめぐる人権	30
(イ) 難病等をめぐる人権	31
10 犯罪被害者等の人権	33
11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	34
12 災害と人権	35
13 インターネットによる人権侵害	37
14 様々な人権課題	39
(ア) ハラスメント	39
(イ) 性的指向・性自認に関する人権	39
(ウ) アイヌの人々の人権	40
(エ) ホームレスの人権	41
(オ) 刑を終えて出所した人等の人権	41
(カ) 新たな人権課題等	41
第5章 推進体制等について	42
(1) 計画の推進体制	42
① 実施体制	42
② 国、県との連携	42
③ 企業・民間団体等との連携	42
④ 家庭、地域との連携	42
(2) 計画のフォローアップ	43
(用語の解説)	44
(資料編)	47
世界人権宣言	48
やさしい言葉で書かれた世界人権宣言	52
日本国憲法(抄)	56
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
天草市人権擁護に関する条例	60

はじめに

わが国では昭和21年（1946年）「日本国憲法」が公布されました。その第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」として、この憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また、第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、一人一人の人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

平成6年（1994年）、国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。このような国際的な動向を踏まえ、熊本県においても、平成11年（1999年）に「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」（県行動計画）を策定し、人権教育・啓発の目指すべき方向を示しながら、様々な分野における人権問題の解決に向けた取組みを着実に進めてきています。

一方、国内の法制度をめぐる動向としては、平成8年（1996年）に制定された「人権擁護施策推進法」で、人権教育・啓発に関する施策や、人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは国の責務であると明記されました。また、平成12年（2000年）には、人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定されました。

「人権教育・啓発推進法」では、第3条でその基本理念を、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と規定しています。また、第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取組みが求められることとなりました。

この法律に基づき、国においては、平成14年（2002年）「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。また、熊本県においては、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるため、平成16年（2004年）「熊本県人権教育・啓発基本計画（以下「熊本県計画」という。）」が策定され、令和2年（2020年）12月に第4次改定が行われました。

天草地域では、平成21年度（2009年度）に「天草地域人権教育・啓発基本計画（以下「天草地域計画」という。）」を策定し、平成22年（2010年）には「天草市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、市民の人権意識の高揚に向け、人権教育・啓発に係る施策の充実を図ってきました。

しかし、人権問題の現状に目を向けると、熊本県内においては、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別が見られる他、近年では、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案の多発、様々なハラスメントの増加や性自認に対する偏見等、人権に関する新たな問題も発生しています。

また、感染症をめぐる人権に関しては、令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が世界的に拡大し、国内においては、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷などが問題となりました。

そのような中、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）等、人権に関する法律が相次いで整備されました。また、熊本県においては令和2年度（2020年度）に「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

こうした状況を踏まえ、天草地域においても「天草地域計画」の策定から10年以上が経過していることから、時代の流れや社会情勢の変化、人権問題に対する国や県の動き等を勘案し、令和4年5月に「天草地域計画」の改定を行いました。

本市においては、この新たな「天草地域計画」を基に、「基本計画」の改定を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する取組みを推進していきます。

第1章 基本計画の位置づけ

本計画の趣旨、計画の位置づけ等は次のとおりです。

1. 計画の趣旨

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえでは、まず、本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業、団体、市民等が共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

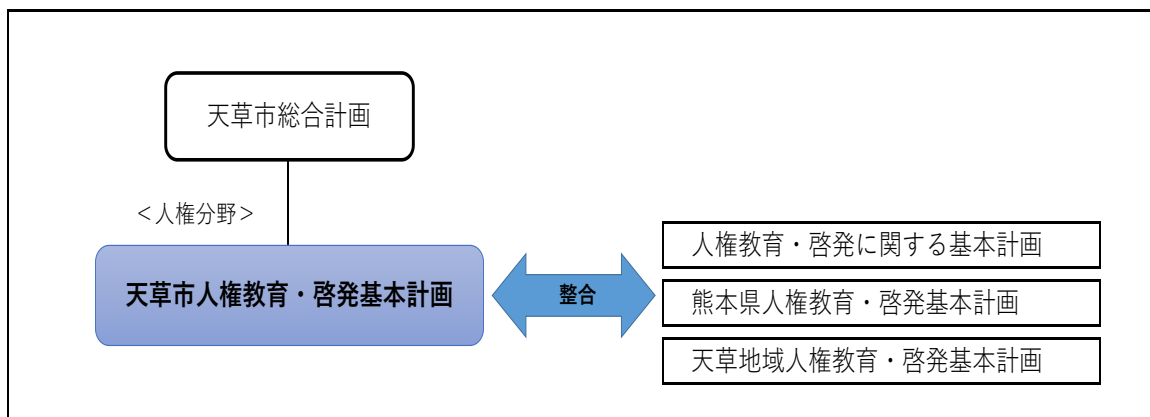
様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組むためには、取組みの基本的な方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、様々な主体が、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて推進する必要があるため、それぞれに求められる役割を明らかにし、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

2. 計画の位置づけ

基本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本理念の達成をめざした最上位計画である天草市総合計画をはじめ、他の関連計画及び国・熊本県・天草地域の関連計画との整合を図ります。



3. SDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、基本計画の取組みを推進します。

【関連するSDGsゴールマーク】



4. 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7年間。

ただし、人権問題を取り巻く国内外の情勢変化や人権課題の多様化により特に必要と認めた場合は、見直すこととします。

5. 計画の構成

本計画においては、「熊本県計画」及び「天草地域計画」や社会情勢、本市の現状等を踏まえ、人権教育・啓発の定義や基本理念など人権全般に関わる事項を示すほか、これまでの「人権の重要課題」に、新たに「災害と人権」「ハラスメント」「新たな人権課題等」を加え、それぞれの分野の背景や現状、課題について整理したうえで、課題解決に向けた取組み方針を掲げます。

《人権の重要課題》

- 1 女性の人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がい者の人権
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人の人権
- 7 水俣病をめぐる人権
- 8 ハンセン病回復者及びその家族の人権
- 9 感染症・難病等をめぐる人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害
- 12 災害と人権
- 13 インターネットによる人権侵害
- 14 様々な人権課題
 - (ア) ハラスメント
 - (イ) 性的指向・性自認に関する人権
 - (ウ) アイヌの人々の人権
 - (エ) ホームレスの人権
 - (オ) 刑を終えて出所した人等の人権
 - (カ) 新たな人権課題等

第2章 基本理念

1 人権教育・啓発の定義等

(1) 人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の反省に立って、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の永久平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が、昭和23年(1948年)に採択されてから、既に70年以上が経過しています。

その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳われています。また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」(第1条)、「すべて人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地(*1)、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」(第2条)、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」(第3条)と規定されています。

人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則が、ここに明示されています。これは、人権の尊重と擁護が、国を越えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであると言えます。

「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受け止める傾向が見られ、人権問題を一部の人々に対する「差別の問題」としてしか捉えられず、自分には関係がないと考えがちです。しかし、人権とは、人間誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、言い換えれば、人間が自分の生活を理由なく侵害されず、人として生きていくことのできる権利です。人権は、着ること、食べること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての人の日常生活に関わるものとして捉える必要があります。

(2) 人権教育・啓発の定義

熊本県においては、「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)から平成16年(2004年)まで)という国際的な動向を背景に、「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」(平成11年(1999年)から平成16年(2004年)まで)を策定し、人権教育・啓発の基本的な考え方や取組みの方向が示されました。

本計画における人権教育・啓発の定義は、熊本県計画における定義を用いています。

【人権教育・啓発の定義】

全ての市民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行われるもので、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、市民が物事を人権の視点で捉え、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけることができるようになるための教育・啓発

(3) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、全ての人が出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」を持った一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成することをめざしており、人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求が満たされる人権尊重のまち」へと築き上げていくことができるかどうかは、一人一人の市民の意識と具体的な行動にかかっています。

生涯にわたる学習によって、民主主義の基礎概念としての「自由と自律」や「権利と責任」、研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、さらには、実効性ある行動力、問題解決のための具体的行動につながる技能などを育むためには、行政や学校、企業、団体等に求められる役割を明確に示すことが重要です。

我が国の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、全ての子どもの目線に立って、一人一人の尊厳を大切にするとともに、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、部落差別（同和問題）についての正しい理解や問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。戦後50年余りにわたる同和教育の理念は、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発として引き継がれており、今後も充実発展させる必要があります。

(4) 基本計画の成果指標

基本計画の目標の達成度を測るため、第3次天草市総合計画に次のような成果指標と目標値を定め、市政アンケートの結果を踏まえ、更なる人権教育及び啓発を実施していきます。

成果指標名	現状値	中間目標値	最終目標値
	令和3年度（2021年度）	令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.7%	51.7%	59.7%

第3章 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発の手法については、「個人の尊重」、「法の下での平等」、「多様性の理解」といった人権全般に共通する普遍的な視点からアプローチする方法と、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の視点からアプローチする方法とがあります。人権尊重についての理解を深めるためには、この両者のアプローチはいずれも重要かつ必要不可欠なものであり、人権尊重の重要性を訴えかけるとともに、具体的な人権問題を取り上げることも重要です。

この章では、普遍的な視点から、市民一人一人が人権についての正しい理解を深め、それを実践する態度を身に付けられるような教育・啓発の在り方について提示しています。全ての関係者が連携・協力しながら、次のような基本的な考え方をしっかりと認識して各施策に取り組む必要があります。

1 人権教育

市民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

実施に当たっては、生涯学習の視点に立って、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、取り組みを推進します。

(ア) 就学前教育

乳幼児期の子どもたちは、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物・自然とのふれあいなどをおして、「一人一人の違いを認め合うこと」、「他の人と力を合わせ共感すること」、「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくと言われています。

このため、認定こども園（*2）・幼稚園・保育所（園）等において、豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心や人権を大切にす心を育てる就学前教育に努めます。特に、乳幼児期は、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣や自立心を身に付けるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期であり、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、全ての職員が一人一人の子どもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域と緊密な連携を図ります。

また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立等を目指し、研修の一層の充実を図ります。

(イ) 学校教育

学校教育においては、児童生徒一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

また、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、児童生徒が社会生活を営むうえで必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

そのため、教職員が、部落差別（同和問題）、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者等の人権など様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践力を持った児童生徒を育成します。

(推進体制の確立)

学校においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮するとともに、人権教育主任（担当者）を中心とした効果的な役割分担により、人権教育を組織的に進めます。

(研修の充実)

教職員一人一人が、人権問題解決のために教育が果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、人権感覚を磨き、様々な人権問題に関する認識を深め、実践的な指導力を身に付けられるよう、役職や教職経験に応じた段階的な研修の充実を図ります。

(学習環境の整備)

各学校が人権尊重の精神に立った学校運営や教育指導に努めることにより、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保することに取組みます。また、教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努めます。

(家庭・地域との連携)

地域とともにある学校が人権教育・啓発の推進拠点としての役割を十分発揮できるよう、家庭・地域との間で様々な情報を交換するなど、緊密な連携を図ります。

また、人権尊重の意識が児童生徒一人一人に身に付くよう、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力向上に取組みます。

(ウ) 社会教育

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、市民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。その際、互いの人権を尊重する人権感覚を養うとともに、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭や地域・社会教育関係団体等と連携しながら、学習機会の提供や人材育成、相談などに総合的・継続的に取組みます。

(家庭教育に対する支援)

家庭教育は、命を大切に作る心や規範意識など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。特に、他者に対する偏見を持たず、差別しないということを、日常生活のあらゆる場面において、親が子どもに示すことが必要です。

そのため、親と子がともに人権感覚を養うため、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備などにより、家庭教育の支援に努めます。

(学習機会の充実)

人権に関する多様な学習機会を提供するため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設に取組みます。

また、青少年等の豊かな人間性を育むため、地域人材を活用した様々な体験活動や高齢者・障がい者及び外国人等との交流の促進に努めます。

(地域における指導者の養成)

人権問題に関する深い知識と実践力を持った指導者を養成するとともに、資質の向上に取組み、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう支援します。

2 人権啓発

市民一人一人が人権尊重の理念についての理解を深め、それが日常生活において自らの態度や行動に無意識のうちに現れるよう、広報啓発や情報発信などに取組みます。

実施に当たっては、自主性を最大限に尊重するとともに、市民の間に人権の考え方や人権問題の捉え方について多様な意見があることを理解したうえで、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。さらに、市民から幅広く理解と共感が得られるテーマや啓発手法を工夫します。

(ア) テーマ

(人権尊重の理念についての理解の促進)

「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権分野について、「具体的に何が問題となっているのか」といった現状・課題が、市民に正しく理解、認識されるような啓発を進めます。

また、幼児から高齢者に至るまで、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、対象者が家庭や学校、職場などで体験した人権に関わる問題を具体的に提起したりするなど、啓発を効果的に進めるための創意工夫を凝らします。

(生命や尊厳、個性の尊重)

近年多発している児童虐待やDV、殺傷事件などの痛ましい事件や、インターネット上での差別的な情報の掲示、様々なハラスメントなど、身近なところで起きる深刻な人権問題の要因として、人の生命や人格を尊重する意識の希薄化が挙げられます。

一人一人が生命の尊さや大切さを知り、自分と同様に、他人も独立した人格と尊厳を持ったかけがえない存在であることを実感できるような啓発により、市民の人権意識の高揚を図ります。また、周囲の意見に安易に同調したり、世間体に惑わされたりすることなく、異なる考え方や価値観を認め、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

(日常生活における態度や行動への発現)

人権尊重の理念についての理解にとどまらず、人権問題を自分自身の問題として真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心やそれを解決しようとする主体的な態度などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

(イ) 手法

(対象者の発達段階に応じた啓発)

人権についての市民の関心を高めるため、広く市民が参加しやすいような講演会やパネル展、街頭啓発などの啓発イベント等を実施します。また、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、発達段階に応じた人権啓発冊子や人権学習資料などを作成し、対象者への配布・周知に努めます。

(マスメディア等の活用による啓発)

マスメディアは、市民が身近に自宅等で情報に触れることができるという点で、また、幅広く市民に対する啓発を行うことができるという点で、非常に効果的です。このため、マスメディア等を積極的に活用し、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットなどそれぞれの性質を考慮しながら、その効果が最大限に発揮できるような啓発を行います。

(具体的な事例を活用した啓発)

人権啓発においては、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うなどにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題として捉え易くなります。特に、女性、高齢者、障がい者に関連した偏見や差別の事例を反復・継続して取り上げるなど、市民が人権問題を身近に感じ、人権への理解をより深められるような啓発を進めます。

さらに、偏見や差別を経験した当事者の方々の話を聞くことなどにより、差別を受ける側の心情への深い理解、共感を促し、差別のないまちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

(参加型・体験型の啓発)

市民自らが人権について考え、人権の意義や人権尊重の理念についての認識が日常生活における態度や行動に現れるよう、参加者による活発な意見交換の中から課題を発見し、解決に向けた提言を行うワークショップなどの参加・体験型の研修等を着実に実施します。

(ICTの活用等による啓発)

新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な分野における「新しい生活様式」が模索されるなか、人権教育・啓発の取組みにおいても、社会環境に対応した新たな「学びの場」の提供が必要です。このため、オンラインによる講演会・研修会の実施など、市民が「いつでも、どこでも、望む方法で」人権について学べる啓発の手法についての研究を進め、課題の整理や新たな手法の普及に取組みます。

(地域交流を通じた啓発)

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含め全ての人がそれぞれの地域の中で自立し、社会参加の機会が得られ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、高齢者や障がい者の施設における交流やボランティア活動など、市民が自発的・主体的に活動できる機会の提供に努め、共に支え合い助け合いながら生活できるようなまちづくりを進めます。

3 人材の育成・研修

市民一人一人の人権が尊重されるためには、対住民サービスの直接の担い手である市職員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人等、人権に関わりの深い職業等に従事する人の人権意識の向上が必要です。

そのため、人権の意義や人権尊重の理念についての認識を深めるとともに、その認識が業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発に取組みます。

また、企業や団体等において、事業主や人事・労務担当者などが人権に配慮した職場環境づくりを積極的に進められるよう、企業や団体等の責務、役割等を踏まえた研修、人材育成の取組みを支援します。

(1) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

自ら行っている日常の業務がいかに市民の人権に深い関わりを持っているかということ、さらに、気にとめずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行えるよう、次のような人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発を進めます。また、問題となる事案が生じた場合には、組織全体で共通認識を持って再発防止を図れるよう、関係機関等との連携のもと情報共有に努めます。

(ア) 市職員

市職員一人一人が、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場の状況に応じた研修を行います。

また、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどにより、実情に応じた自主的な研修の促進を図ります。

(イ) 教職員

家庭や地域と連携を図りながら幼稚園等や学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進するためには、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。

そのため、教職員が幼児児童生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。また、幼稚園等や学校、地域の状況に応じて、計画・実施される校内（園内）研修の充実を支援します。

(ウ) 警察・消防職員

公共の安全、市民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

(エ) 社会教育関係者

公民館長など社会教育関係者は、市民の日々の生活と密接な関係があるため、人権問題についても大きな影響力を有しています。したがって、市民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力向上が強く求められています。

関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、会議の場等において人権教育の研修の充実及び啓発の推進に努めます。

(オ) 保健・医療・福祉関係者

診断、治療、介護、相談等を通して市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しており、高齢者、障がい者、感染症・難病等の患者や入所者の人権に関する配慮を欠くと、偏見や差別を生み出す恐れがあります。

また、医療や福祉に関した教育に携わる機会も多く、研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養います。

(カ) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げることにより、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。

しかし、その一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあります。

マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取り組みが行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取り組みを要請します。

(2) 企業や団体等における研修・啓発

企業や団体におけるハラスメント防止等人権に配慮した職場環境づくりや、公正な採用選考が行われるよう、事業主や労務担当者を対象に、労働関係法令における事業主の責務や、職場における配慮事項等についての研修を行うとともに、企業等における人権研修、啓発の取り組みを支援します。

4 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進めるうえで必要不可欠であり、その整備・充実に努めるとともに、市民が人権学習の機会を増やせるよう、これら資料の閲覧の場を提供したり、資料の貸出しを行うなど、必要な支援を行います。

また、人権に関する情勢は時々刻々と変化することから、その動向には常に留意しながら、その都度、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関や民間団体、市民などへの適切な情報提供に努めます。

さらに、人権問題が複雑・多様化している中で、人権に関わる関係機関や団体等の相互間において、迅速かつ適切な情報収集・提供が必要不可欠になってきています。このため、人権に関する情報の体系化なども視野に入れながら、効果的に情報を収集・提供していきます。

5 相談体制の充実

市民の人権意識を高めるという観点から、人権教育・啓発を進めることが重要であることは言うまでもありませんが、その一方で、現実には、児童虐待やDV、障がい者に対する不利益な取り扱いなどの様々な人権侵害が発生しています。人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、市においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が被害からの回復に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、県や関係機関との連携を図りながら、身近な相談体制の充実に努めます。併せて、各人権課題に対応した相談窓口の更なる広報を図っています。

第4章 人権の重要課題について取組みの方向

現在、わが国には、様々な人権問題が存在していますが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の急激な変化なども、その要因になっている」と指摘されています。

この章では、本計画で設定する「人権の重要課題」について、「熊本県計画」及び「天草地域計画」を基盤とし、これまでの経緯や現状・課題を整理したうえで、課題解決に向けた取組み方針を掲げます。それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が、市民一人一人に求められています。

1 女性の人權

背景・経緯

昭和21年（1946年）に公布された「日本国憲法」に男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく向上しました。

その後、日本では、昭和60年（1985年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の整備などで、女性の継続就業の意識も高まり、労働市場へ女性の参加が大きく進みました。その後、平成11年（1999年）の改正で、セクシャルハラスメントに関する規定が盛り込まれ、令和元年度（2019年度）の改正にて、職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務が明記されました。

また、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は同法に基づいて、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年）に基づき、取組みが進められています。

平成13年（2001年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）は、随時改正され、女性を暴力から守る法制度は着実に整備されつつあります。

さらに、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。その後、令和元年（2019年）に、一般事業主行動計画の策定義務に対象拡大など一部が改正され、仕事と家庭の両立に関する雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

現状・課題

本市では、平成19年（2007年）1月に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」を施行し、平成19年度（2007年度）に「天草市男女共同参画計画」を策定しました。

現在は、「第3次男女共同参画計画」（平成29年度（2017年度）～令和4年度（2022年度））に基づき、人権尊重や男女平等の意識や視点を根底とし、あらゆる分野における女性の活躍・参画推進や男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取組み、市民の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる社会づくりを進めています。

また、平成23年（2011年）10月には、市民活動・交流の場、情報の受発信の場、学びの場の拠点として、「天草市男女共同参画センター」を開設し、男女共同参画を推進する様々な取組みを進めてきました。

女性の人權の尊重にあたっては、性差別意識や固定的性別役割分担意識を解消することが課題となっており、これらの意識は女性の人權を侵害する様々な問題につながっています。

女性の人權に関する教育・啓発については、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市政だよりに掲載し、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為など、女性に対する暴力の根絶を訴えています。

引き続き、女性の意思決定過程への参画拡大や、女性への暴力の根絶・相談体制の充実など、女性の人權問題の解決に向けた取組みを推進していく必要があります。

取組み方針

1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消

天草市男女共同参画計画の着実な推進を図るため、市民向けの啓発や学校における教育、地域で活躍する人材の育成を進めます。また、各推進団体等とも連携し、性差別意識等に基づく地域慣行の見直しに取組みます。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力が起こらない社会の実現を目指し、DVやストーカー行為、セクシュアルハラスメント等を未然に防ぐための意識啓発を進めるとともに、女性相談員や女性弁護士等による専門相談など相談体制の充実に取組みます。また、関係機関が連携し、情報提供・共有を行うことで早期発見による潜在化を防ぎ、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

3 仕事と家庭・地域生活の両立支援

就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や、育児・介護サービスの充実に取組みます。また、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを推進します。

4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）（*3）

の尊重

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

安全で満足のいく性生活を営みつつ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなど自分の身体に関する選択のすべてにおいて、本人の意思を尊重する取組みを重視し、それぞれの実情に応じた支援を充実させます。

5 ライフステージに応じた健康と包括的な支援

生涯にわたって心身ともに健康であることが前提ですが、男女には異なる健康上の問題があり、疾病について性差に応じた的確な受診が重要なため、継続的かつ総合的な健康の増進を支援します。

特に女性は、妊娠・出産・更年期などライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、人生の各ステージに応じた情報提供や各種相談、健康教育などを行います。

2 子どもの人権

背景・経緯

平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が国連で採択され、子どもの人権については、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

国内においては、昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図ることが謳われています。その後、子どもの権利については、教育や福祉の分野で発展し、法律の中で明記すべきという考えが強くなってきました。平成11年（1999年）に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ処罰法）では、その目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12年（2000年）制定の「児童虐待の防止等に関する法律」においても、その提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれました。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、「児童虐待の防止等に関する法律」及び関係法令では、これまで法改正が行われ、児童虐待防止対策の強化が図られています。平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。同年、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

現状・課題

それぞれの家庭ではもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政、学校、市民など、市全体で子どもの育ちを支えていくことが必要です。

本市においても、児童虐待相談件数が増加傾向にあり、学校においては、いじめや不登校等の課題を抱えています。さらに、生まれ育った環境によって学習面等での課題に直面している状況等もあります。このため天草地域では、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどが配置され、指導・支援体制の充実を進めています。

本市では、国の「いじめの防止等のための基本方針」を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年（2015年）「天草市いじめ防止基本方針」を策定し、令和3年（2021年）に改定しました。

平成27年（2015年）には、「第1期天草市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在は、「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））に基づき「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援と相談対応を行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を複合施設こころすに開設し、子育てを保護者だけが担うのではなく、子育てに関わるすべての人や地域社会で担っていく体制づくりを進めています。

さらに、本市では、児童虐待の早期発見、適切な保護のために、関係者が情報や考え方を共有し、連携して対応するために「天草市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、福祉、教育、保健医療、

警察等それぞれの分野が連携し、虐待、いじめ、不登校等の人権問題にかかわる課題に対して組織的に対応しています。

また、近年、発達障がいなどにより、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加している現状にあり、関係機関と連携を図りながら早期に発見し、適切な支援を行っていく必要があります。

今後も、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させていく必要があります。

取組み方針

1 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会、市民等が相互に協力し、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備を総合的に推進していきます。

2 児童虐待への対応

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、天草地域の児童家庭支援センターと連携し、地域に根ざした相談支援体制を確立します。

3 いじめや不登校等への対策

「天草市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や教職員研修の充実、学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組めます。

4 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

「天草市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てることができ、全ての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことが出来る地域社会を目指します。

3 高齢者の人権

背景・経緯

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は28.1%（平成30年（2019年））で、今後も高齢化の進展が予測されています。平成30年（2018年）の厚生労働省の簡易生命表では、男性の平均寿命は81.25年、女性の平均寿命は87.32年となっており、「人生100年時代」に対応した社会システムの再構築が必要となっています。

国際的な動向としては、平成14年（2002年）に、スペインのマドリッドで「第2回高齢化に関する世界会議」が開催され、高齢者の社会参加を促進するなど、高齢化を新たな発展の原動力にするため、あらゆる部門のあらゆるレベルにおいて、姿勢や政策、慣行の変更を求める国連行動計画が採択されました。

日本においては、平成7年（1995年）に『高齢社会対策基本法』が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」（平成8年（1996年）閣議決定）を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきたところであり、新大綱（平成30年（2018年）閣議決定）では、年齢による画一化を見直したエイジレス社会の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築などが推進されています。

また、高齢者への虐待が近年深刻な問題となっていたことから、平成17年（2005年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年（2006年）に施行されました。高齢者の人権に関わる問題に対しては、高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。

現状・課題

本市の高齢化率は41.2%（令和3年（2021年）12月末現在）となっており令和22年（2040年）には47.2%を超えることが予測されています。

本市では、令和3年3月（2020年）に第8期計画「天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画～健やか生きいきプラン～」を策定し、高齢者をはじめとした市民が住みやすいまちづくりを目指し、「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い自分らしい生活を営むことができる地域共生社会」の実現を目指すため、地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決や支援ニーズに対応する「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築に取組み関係機関と連携を図っていきます。

高齢者の虐待の相談は年々増加傾向にあり、毎年高齢者虐待として10件以上を認定し支援を行っています。虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害であり、高齢者虐待防止法が規定している高齢者虐待とは、「虐待の小さな芽といえるような事例も法律の中で定義し対応に当たる」とされており、虐待につながるような要因を早期に発見し解決することが虐待防止につながると考えています。

また、認知症高齢者の方の契約や金銭管理が十分にできなくなった方へは、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを活用し、ニーズに適した支援を提供します。そのため、天草市では令和3年（2021年）3月に地域福祉計画の一部として、本人の意思や権利が守られるために成年後見利用促進基本計画を策定しました。この計画をもとに、認知症等による契約や金銭管理行い、高齢者の意思に沿った支援となるよう取組みを進めます。

認知症になっても住み慣れた地域で生活ができるよう認知症相談センターを設置し地域で支える仕組みづくりや認知症を正しく理解するための認知症サポーター養成講座の実施、行方不明者の早期発見のための取り組みとして「見守りあいアプリ」の普及を積極的に行います。

しかし、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者世帯も増加傾向にあり、この傾向は今後もしばらくは続くことが予想され、本市においては高齢社会への早急な対応が必要となっています。その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期を送ることができるよう支援するとともに地域で支え合う仕組みを構築することが重要な課題となっており、引き続き、高齢者の人権擁護に向けた取り組みを進めていく必要があります。

取組み方針

1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発

高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる、活力ある明るい長寿社会の実現を目指し、国や県と連携した広報啓発に取り組めます。

2 認知症対策、虐待への対応

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、認知症に対する市民の理解の促進などに向けた取り組みを進めます。また、高齢者への虐待の防止や身体拘束の廃止に向けて啓発や研修を実施します。

3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり

「天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画～健やか生きいきプラン～」に基づき、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組み、高齢者を適切な介護サービスにつなげたり、消費者被害から守るための体制整備を進めます。

4 生涯現役社会の実現に向けた取組み

高齢者が生きがいを持って暮らすことができる生涯現役社会の実現に向け、高齢者の希望や能力に応じた就労支援や、ボランティア活動など社会参加を促進する取り組みを進めます。

4 障がい者の人権

背景・経緯

平成21年（2009年）に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、「障害者差別解消法」の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准が実現しました。

平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮（*4）を行うよう規定されました。令和3年（2021年）5月には、「改正障害者差別解消法」が制定され、3年以内に施行されます。

また、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成23年（2011年）に成立し、平成24年（2012年）から施行され、各市町村に障害者虐待防止センター（*5）が設置されるなど、障がい者虐待防止のための体制整備が図られています。加えて、平成30年度（2018年度）から障害者総合支援法、障害者雇用促進法、児童福祉法等の改正法が施行されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育については、「学校教育法」等が一部改正され、平成19年（2007年）に「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるものです。また、平成25年（2013年）には、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。また、連続性のある多様な学びの場を用意することが求められるようになりました。そのため、すべての学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる支援体制の整備を図る必要があります。

現状・課題

本市では、平成30年（2018年）に、市の障がい者施策の基本的な計画となる「第3期天草市障がい者計画」を策定し、令和3年（2021年）に第6期「天草市障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を障がい福祉施策に関する分野別実施計画として策定しました。

障がいに関する周知等により、障がいに対する理解は進んでいますが、障がい者虐待においては、長年の経過や本人、周りの自覚がないため表面化していない現状や、また、本人だけでなく家族等も絡み合い複雑化している現状があることから、地域障がい相談支援センターや関係機関との連携を図り、早期発見につなげる必要があります。

今後も障がいのある方が、地域で楽しく生きがいをもって、安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

しかし、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることや、合理的な配慮が受けられないという事例等が見受けられます。

平成 28 年（2016 年）には、平成 28 年熊本地震が発生し、災害時における障がいのある方々への支援について様々な課題が明らかになりました。また、同年 7 月には、相模原市の障害者支援施設における事件（*6）が発生し、社会福祉施設等における入所者等の安全と安心の確保等の課題についても対応が求められています。

学校教育においては、特別支援学校を含む各学校間のネットワークを構築するとともに、福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携するなどして特別な支援を必要とする児童生徒への対応を行っています。また、学校レベル、市町村レベル、地域レベル、県レベルで教育の推進のための連携を図りながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築し、適切な支援を行っています。

また、障がいのある児童生徒の就学にあたっては、市教育委員会が、障がいの状態や必要な支援の内容、体制整備の状況、専門家の意見等を総合的に判断するとともに、本人や保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学する学校を決定することが重要とされています。就学先決定後も、必要に応じて就学先を見直すなど柔軟な対応を行っています。

取組み方針

1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通じた相互理解の促進を図ります。

2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応を図ります。

3 特別支援教育の充実

福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携しながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築することによる特別支援教育の充実を図ります。

5 部落差別（同和問題）

背景・経緯

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申（*7）では、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。

この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）には、「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、33年間にわたって生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実及び人権擁護活動の強化といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発等の取組みが行われてきました。これらの特別対策の実施により、住宅や道路等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果を上げ、生活環境の劣悪さが差別を助長するという状況は大きく改善されました。

しかし、結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別を助長するような表現が掲載されるなど、部落差別（同和問題）はいまだ解決にはいたっていません。

こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が制定され、現在もなお部落差別が存在するとし、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が明示されました。

現状・課題

熊本県においては、部落差別（同和問題）の解決を県政の重要課題として位置づけ、これまで関係法令に基づき様々な事業に取り組むとともに、平成7年（1995年）には「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別につながるような身元調査の防止に努めてきました。

しかし、県内では「部落差別解消推進法」の施行後も、誤った認識等から、結婚や土地購入に際しての差別的な問合せや、インターネット上での差別を助長するような表現、公共施設における差別落書など、悪質な行為が発生しています。

さらに、部落差別（同和問題）に対する誤った認識等を利用し不当な要求をする「えせ同和行為」（*8）は、差別の拡散につながりかねず、部落差別の解消の大きな妨げとなっています。

このような状況を踏まえ、令和2年（2020年）6月に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

本市では、この条例や「部落差別解消推進法」の幅広い周知に努め、市民や企業等の認識を促すとともに、県や関係機関と連携を取りながら、差別事象発生時には迅速な情報共有を図るなど、事案の早期解決と再発防止に向けた取組みを進めています。

市民一人一人が部落差別（同和問題）に関する正しい認識を持ち、適切な行動が取れるよう、関係機関との連携を強化しながら引き続き教育・啓発や関連施策に取り組む必要があります。

取組み方針

1 部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発の推進

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」及び「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」の理念を踏まえ、部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発を推進します。

2 差別事象の早期解決と再発防止

部落差別（同和問題）に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組めます。

6 外国人の人権

背景・経緯

日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足から、外国人に対する偏見等による就労差別や入居・入店拒否など日常生活における差別事例が発生しています。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。そのため、平成28年（2016年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、適切な対応が求められています。

日本のグローバル化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人は増えています。また、最近の深刻な人手不足により、外国人材の受入を拡大するため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管難民法）が平成31年（2019年）に施行され、ますます、在留外国人数が増えるとみられています。

現状・課題

本市における在留外国人数は、令和4年（2022年）8月末現在で351人となっており、平成31年（2019年）4月から国が新たな在留資格を創設したこと等に伴い、更なる増加が見込まれます。

また、民間団体等による様々な国々との国際交流や、観光・ビジネスなどで諸外国から本市を訪れる人も含めて、諸外国との人的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。また、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向があります。

外国人の人権に関する教育・啓発については、国際交流・協力を行っている民間団体の活動を市民へ周知し、外国人の人権についての理解を進めています。また、本市でも外国人総合相談窓口を設置して、令和元年（2019年）に設置した「熊本県外国人サポートセンター」（*9）等と連携を図ることなどにより、在留外国人からの生活全般に係る相談に的確に対応できるよう努めています。

今後も引き続き、偏見や差別の解消に向け、市民一人一人が広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させ、国籍や民族の違いを超えた、外国人も日本人もともに暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めなければなりません。

取組み方針

1 多文化共生の推進

外国人への偏見や差別の解消に向け、国籍や文化の違いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

外国人総合相談窓口の各支所設置や日本語教室の拠点開催などにより、外国人が住みやすい生活環境の充実を図ります。

2 国際化に対応した人材育成

姉妹都市や連携大学等との交流を通じたグローバル人材の育成に取り組めます。

行政、学校、企業・民間団体、市民などが、外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、市民の国際交流活動を支援します。

7 水俣病をめぐる人権

背景・経緯

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年（1956年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあったチッソ（株）水俣工場（現在「JNC（株）水俣製造所」）から、化学製品の原料（アセトアルデヒド）の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で、水俣病が発生しました。その中には、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もありました。

国は、昭和48年（1973年）に「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）を施行し、健康被害に対する補償のため、療養費、補償費などを支給するとともに、公害保健福祉事業を行うことにより、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図りました。

水俣病問題は健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。

水俣は企業城下町とも言われ、チッソという企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族はチッソと対立するものとして、差別や抑圧・忌避を受けるなど住民間の対立が深まり、地域住民のきずなが損なわれました。患者がチッソから受ける補償金が、中傷やねたみを招くこともありました。

水俣出身であるために結婚や就職を断られたり、水俣の産品が売れないなど、地域外からの差別もありました。このような事情から、水俣病に苦しみながらも、差別を恐れ、自分が水俣病であるということを言えなかった人もいます。

現状・課題

平成16年（2004年）に、水俣病関西訴訟最高裁判所判決において、水俣病被害の拡大を防止できなかったことに対し、国と熊本県の責任が確定しました。

国・県は、この判決を真摯に受け止め、また、多くの方々が救済を求めている状況を踏まえ、平成21年（2009年）に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成22年（2010年）から救済の受付を開始しました。

熊本県においては、平成26年（2014年）には全ての判定が終了し、3万7千人を超える方々が特措法による救済を受けることになりましたが、今も「公健法」による水俣病の認定申請や救済を求める訴訟が起こされています。

現在、水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」（*10）や「国立水俣病情報センター」（*11）等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示が行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別などを語り継いでいる「水俣病資料館語り部・伝え手」の皆さんの体験談を聞くこともできます。

そして、今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語るができないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。偏見や差別の解消のためには、水俣病に関する正しい知識を広めるとともに、様々な取り組みを通じた努力により、美しく豊かな海を取り戻していることなど、現状への理解を深めていくことが必要です。

また、水俣病をめぐる人権に関する教育・啓発については、熊本県教育委員会と市教育委員会が連携し、学校現場における教職員を対象とした啓発や、市内の小学校5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情

報センター等での調べ学習や、語り部・伝え手の方の講話傾聴等の体験学習を通して、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。このような取り組みをもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、子どもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めていきます。

取組み方針

1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。

2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援するための取組みを進めます。

8 ハンセン病回復者及びその家族の人権

背景・経緯

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食や入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でもありません。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。明治40年（1907年）「癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりです。この隔離政策は、昭和28年（1953年）に改正された「らい予防法」においても、また、昭和35年（1960年）にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。

平成8年（1996年）の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ハンセン病療養所入所者は完治していますが、ハンセン病の後遺症として身体に障がいが残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていない、という現状があります。

このような社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの方が療養所で暮らしています（全国には14の療養所があり、927人（令和4年（2022年）5月1日現在）が療養所で暮らしています）。

平成13年（2001年）に、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

ハンセン病回復者の方々が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるように「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年（2008年）に制定されました。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

令和元年（2019年）には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定し、ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められています。

現状・課題

熊本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」（*12）があり、現在149人（令和4年（2022年）5月1日現在）が暮らしています。

菊池恵楓園では、園への訪問者受入や入所者自治会への講演依頼など、県民との交流が進んでおり、園内には入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や住民との交流を図る社会交流会館が設置されています。

熊本県においては、平成26年（2014年）、熊本県「無らい県運動」（*13）検証委員会から知事に対し、「無らい県運動」と称されるハンセン病隔離政策に、県が過去の歴史の中でいかに関わってきたかの検証結果が報告されました。

また、平成27年（2015年）に設置された「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」では、令和2年（2020年）1月に、これまでの検討結果を知事に報告し、今後も引き続き県や各界（医療界、法曹界、マスコミ等）の取組み状況について、意見・提言を受け、啓発の充実を図っていくこととしています。

熊本県内では、平成15年（2003年）にハンセン病回復者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件（*14）が発生しました。しかし、「2019年県民アンケート調査」では、「ハンセン病が感染しにくい病

気だということを知っていますか」の問いに対し、知っている人の割合は8割を超えている一方で、「ご自身のお気持ち中に、ハンセン病の患者さんや治癒された方に対する偏見や差別意識があると感じますか」の問いに対してして、依然として4人に1人が「ある」または「少しある」と回答しており、偏見や差別が根強く残っていることを示しています。現在、県民が菊池恵楓園を訪問し、ハンセン病についての知識を学び、入所者の方々との交流を深めることを目的とした「菊池恵楓園で学ぶ旅」が実施されているところですが、根強く残る偏見や差別に対しては、今後、より一層の教育・啓発の推進が必要です。

熊本県教育委員会においても、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的な指導力の向上を図るため、「教職員のための菊池恵楓園現地研修」が実施されています。これらの取組みをもとに、「医学から見る」「歴史から学ぶ」「ハンセン病回復者及びその家族の人権回復」の視点から、子どもたちの発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、子どもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めています。

ハンセン病問題についての啓発は、正しい知識の普及と併せて、人間的な交流を通じて共感を呼ぶ取組みが必要であり、特に「無らい県運動」より、ハンセン病の誤った事実認識を信じ込まされてきた時代を過ごした世代や、若い世代に対して重点的に啓発を行っていく必要があります。

今後ともハンセン病回復者の方やその家族が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、県や関係機関と連携して取組みを進める必要があります。

取組み方針

1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

9 感染症・難病等をめぐる人権

(ア) 感染症をめぐる人権

背景・経緯

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。そうした中で、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により感染症の感染者に対する偏見や差別意識が生まれ、感染者や家族等に対する様々な人権問題が生じています。

感染症に対しては、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染者や家族等に対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。

そのような考えに基づき、平成10年（1998年）には、感染者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和2年（2020年）に世界的に感染が拡大しました。国は、関係する法律を改正したうえで、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備し、感染拡大防止を図りました。その後、法律に基づき決定した基本的対処方針において、国は感染者や対策に携わった方々等への人権に配慮した取組みを行うことを決定しました。

しかしながら、感染者が確認された地域では、感染者やその家族、関係者に対して、職場や学校などでの心ない言動、不適切な扱いなど、人権に関わるような事例が発生しました。また、医療従事者やその家族などにも、不適切な扱いや、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷などが問題となりました。

また、HIV・エイズについては、昭和63年（1988年）にエイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消を図ることを目的として、WHO（世界保健機関）が12月1日を「World AIDS Day」（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。平成8年（1996年）からは、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）がこの活動を継承しています。

わが国においても、UNAIDSが提唱する「World AIDS Day」に賛同し、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する偏見や差別の解消等を図ることとし、取組みを行っています。

現状・課題

新型コロナウイルス感染症については、令和2年（2020年）に国内で初めて感染者が確認され、同年2月以降、県内でも感染者が確認されると、感染者やその関係者、医療従事者やその家族等に対する不適切な扱いや誹謗・中傷等、人権に関わるような事例が発生しました。

熊本県では、人権に配慮しつつ、被害の軽減や医療体制の維持、社会活動の継続を図るため、令和3年(2021年)に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」や「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」に基づき、県民に対し、感染症に関する知識や情報を提供するとともに、「感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷は絶対あってはならない」と人権への配慮を強く訴えています。また、感染者等に対する偏見・差別等の未然防止に向けた周知・啓発や、感染者からの相談への対応を行っています。

今後は、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルスワクチン等に対する正しい知識の普及による啓発を行っていく必要があります。

HIV・エイズについては、保健所で、感染を早期に発見し、確実に治療に結びつけることを目的として、エイズをはじめとする性感染症等の相談・検査を行っています。

感染に係る偏見や誹謗・中傷は絶対あってはなりません。HIV・エイズをはじめとした感染症をめぐる人権については、医療機関や学校、企業等と連携しながら、今後も、感染者や家族等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する正しい情報・知識の普及や、感染者等の人権への配慮についての啓発活動を更に進めていく必要があります。

(イ) 難病等をめぐる人権

背景・経緯

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題のみならず介護等を要する場合には家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものがあります。また、難病はその種類も多くさまざまな病気の特性があり、個人差があるため、自立生活が送れなかったり生命の維持が困難なものばかりではありません。一方で、疾患により外見が変化していたり、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があるなどして、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

これまでの難病対策は、法律等に基づくものではありませんでしたが、平成27年(2015年)1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、医療費助成制度や患者の療養生活支援等に関して、法律に基づき実施されることになりました。

現状・課題

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病に関する適切な情報を提供するなど普及啓発に取り組む必要があります。

保健所では、当事者をはじめ、医療、福祉、教育、雇用に関連する職務に従事する者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図っています。

難病等をめぐる人権に関する教育・啓発については、今後とも、難病患者に対する理解が深まるよう、医療、福祉、教育、雇用それぞれの立場で難病についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

取組み方針

1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等

感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する市民一人一人の理解の促進や、感染者等への偏見・差別等の未然防止に向けた取組みを進めます。

2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供など普及啓発に取り組めます。

10 犯罪被害者等の人権

背景・経緯

犯罪等の被害に遭った方の多くは、犯罪そのものによる直接的被害だけでなく、それに伴い生じる、精神的なショック、再び被害に遭うのではないかといった不安、捜査・公判への対応に係る精神的・時間的負担、医療費の負担や収入が途絶えることによる経済的負担、周囲の好奇の目や誤解に基づく中傷、過剰な報道といった、いわゆる二次被害にも苦しんでいます。

このような状況を踏まえ、国においては、犯罪被害者、その家族又は遺族の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行し、更に施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定（平成17年（2005年））し、現在は第4次基本計画に基づき各種施策が進められています。

現状・課題

熊本県内の刑法犯認知件数は年々減少しているものの、県内では様々な犯罪が発生し、誰もが犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等の立場になる可能性があります。そのため、市民が犯罪被害を受けた場合には、必要な支援が受けられるよう被害回復のための諸制度に関する情報提供や相談体制の充実、犯罪被害者等が周囲からの不適切な言動で更に傷つけられるといった二次被害を防止する必要があります。

特に、二次被害の防止においては、市民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。犯罪被害者等に対する市民の理解の増進と配慮・協力を一層促していくため、引き続き教育・啓発に取り組む必要があります。

取組み方針

1 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実

犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けられる環境の整備に取り組めます。

2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

犯罪被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための啓発等に取り組めます。

11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

背景・経緯

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成14年（2002年）に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者17人のうち、5人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、現在も安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、令和3年（2021年）の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が17年連続で採択されました。

平成26年（2014年）には北朝鮮において特別調査委員会が発足し、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が開始されましたが、発足後、北朝鮮からの調査報告はなく、北朝鮮に迅速な調査を求める状況が続いています。

現状・課題

市及び市教育委員会では、県や関係機関と連携し、市民がポスター・パネル展示等、啓発事業を実施しています。また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童生徒にお互いの人権を大切にす態度が育つように取組みを進めています。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の方々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

引き続き、この問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

取組み方針

1 拉致問題に対する関心と認識を深めたの啓発

広く市民が拉致問題についての関心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心とした啓発に取り組めます。

2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取組みを進めます。

12 災害と人権

背景・経緯

わが国では、これまで、阪神淡路大震災や東日本大震災のほか、台風や豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は自力で迅速な避難行動をとることが困難なことから、各市町村において、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成しておく必要があります。

また、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が押し寄せたり、不自由な避難生活が長期化する傾向にあるため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送れるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。

平成25年（2013年）、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、市町村は、指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるとともに、避難所における生活環境の整備に努めることとされ、国により「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されました。

熊本県においては、平成28年（2016年）4月、平成28年熊本地震が発生し、死者273人（災害関連死を含む）、重軽傷者2,738人という甚大な被害をもたらしました。住家被害は19万8千棟を超え、一時、避難者数は18万人にも上り、避難誘導や避難所の運営について、様々な課題が明らかになりました。

避難誘導においては、避難行動要支援者名簿が作成されていても、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握することが困難であったり、個別避難計画が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難な地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別避難計画の検討、見直しが求められます。

また、避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子どもなど緊急時に弱い立場になる者の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。要配慮者を含めた全ての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

現状・課題

本市では、行政（市）や地区、自主防災組織等（住民）の協力・連携のもと、円滑に避難所設営・運営を行うために、平成30年（2018年）に「避難所運営マニュアル」、令和元年（2019年）に「要配慮者避難所運営マニュアル」、令和2年（2020年）に「避難所における感染対策マニュアル」を作成し、運用しています。

このマニュアルの運用に当たっては、避難所運営に関するノウハウを持つ社会福祉協議会や防災士及び自主防災組織等との連携を図るとともに、様々な主体の参画により、要配慮者を含めた全ての利用者の視点を踏まえた運営体制を構築していくことが求められています。

さらに、公助はもとより、自助・共助の取組みを促進するため、県や市、事業者、市民等の取り組むべき事項を明らかにするとともに、災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、防災に関する教育・啓発を継続的に進めていく必要があります。また、学校や地域、家庭、企業等が一体となった防災教育・啓発にも取り組んでいくことが重要です。

取組み方針

1 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備

災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルにより運営体制を構築していきます。

2 防災教育・啓発の推進

災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、市民への啓発や学校における防災教育に取り組めます。

13 インターネットによる人権侵害

背景・経緯

近年、インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（*15）等の普及により、使い方によっては、人権に関わるような問題も数多く見られるようになってきました。例えば、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、部落差別（同和問題）に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載、誹謗中傷など、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

そのような中、国は、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行（平成25年（2013年）一部改正）し、権利の侵害があった場合のプロバイダやサーバの管理者等の責任の範囲や、発信者情報を被害者に開示するための要件を明確化するなど、事業者による自主的な対応を促すための環境整備を行ってきました。

また、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）を施行（平成31年（2019年）一部改正）し、犯罪から児童を守る取組みも進められています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を施行（平成30年（2018年）一部改正）し、フィルタリングサービス（*16）の活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組みも進められています。

現状・課題

本市においても、インターネットの匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷する、あるいは、差別を助長する情報を掲載するなど、人権に関わる被害の発生が確認されています。また、子どもへのスマートフォンの急速な普及に伴い、出会い系サイトなど様々なコミュニケーションサイトに関連したトラブルや、インターネットやSNSを通じて行われるいじめの問題も顕在化しています。

こうした問題を未然に防ぐには、インターネットやSNSの利用者一人一人が正しい情報を見極め、それを活用する力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、情報安全・情報モラルに関する理解を促進することが重要です。また、ネット上でのいじめ等の防止に向け、ネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にすることを高められるような教育・啓発を進めていく必要があります。

さらに近年、子どもが自分の裸体をスマートフォンで撮影した画像をメール等で送られる被害（自画撮り被害）が増加傾向にあります。こうした犯罪から子どもを守るため、熊本県では、平成31年（2019年）に「熊本県少年保護育成条例」を改正し、少年自身の児童ポルノ等の画像を執拗に要求する行為を禁止し、罰則を設けています。

取組み方針

1 情報安全・モラル向上のための教育・啓発

市民一人一人が、情報安全や情報モラルについての関心を高め、情報リテラシーを身に付けられるような教育・啓発に取り組めます。

2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組み

インターネット等の適切な利用を促進するための取組みや、人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取組みを進めます。

14 様々な人権課題

(ア) ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ・嫌がらせ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動をさします。

令和2年(2020年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「女性活躍推進法」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。

「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。同年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいうと定義されました。

また、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によりセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシュアルハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当するとされています。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、様々な場面でおこなわれ、その態様も様々です。ハラスメントは人権侵害であるという認識を市民に浸透させるため、相談窓口での丁寧な対応や様々な啓発を行い、被害の防止を図る必要があります。

(イ) 性的指向・性自認に関する人権

人の恋愛・性がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また「からだの性」(生物学的な性)に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により、日常生活の様々な場面で困難に直面している方々がいます。

・性的指向

性的指向とは、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。この他にも、全ての性を好きになる全性愛、情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない無性愛もあります。同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

国際的に見ると、近年同性婚を認める国が増加しています。国内においてもお互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」を導入する自治体も出てきています。

・性自認

性自認とは、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。「からだの性」（生物学的な性）と「こころの性」（性自認）とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更できるようになりました。（平成20年（2008年）の改正法によって条件を緩和）

この「性同一性障害」という名称は、平成30年（2018年）には世界保健機関（WHO）が発表した「国際疾病分類」（ICD-11）において、「精神疾患」の分類からはずされました。現在、国内で適用に向けた作業が進められています。

学校においては、平成27年（2015年）に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

本市においては、平成30年度（2018年度）から、各種申請書等における性別記載欄について、原則廃止の方針のもと、全庁的な見直しを進めています。また、「性の多様性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を令和2年（2020年）に作成し、まずは、多くの市民と接して職務を行っている市職員が、性的マイノリティ、いわゆるLGBT（＊17）等の方々に対する偏見や差別意識を持たず、一人一人の状況に応じた対応ができるよう研修会等で周知を図っています。今後とも、性の多様性に対する市民一人一人の正しい理解を深めるため、各種講演会や研修会、啓発資料による啓発を進めていきます。

（ウ）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

このような中、平成9年（1997年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌ文化の知識の普及・啓発の取組みが進められてきました（令和元年（2019年）廃止）。

平成19年（2007年）には国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。また、国内では、平成20年（2008年）に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。さらに、令和元年（2019年）には、アイヌ民族を先住民として法的に認め、アイヌ文化の振興を図る交付金制度までを内容とする「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）が施行され、総合的なアイヌ政策が進められることとなりました。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、関係機関と連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

(エ) ホームレスの人権

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況も見受けられます。

そのため、ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年(2002年)に施行(15年間の時限立法・10年延長)され、それに基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成30年(2018年)に策定されました。

平成27年(2015年)に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本市においては、平成27年度(2015年度)から「生活困窮者自立支援法」に基づく一時生活支援事業を実施し、ホームレスに対して宿泊場所や食事等の日常生活上必要なサービスを提供するとともに、生活の自立に向けた総合的な支援を行っています。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について、研修会等の開催や啓発資料の配布等を行い市民の理解を促進します。

(オ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題があります。また、近年、犯罪加害者家族の人権にも配慮すべきとの意見もあります。

平成28年(2016年)には、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

また、実社会の中での更生を支援するため、更生保護ボランティアと呼ばれる人々が活動されています。特に、保護司(法務大臣から委嘱)、更生保護女性会(女性のボランティア団体)は、身近な存在として、それぞれの分野で更生保護を支えています。

今後も、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動」等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

(カ) 新たな人権課題等

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては様々な人権課題が存在します。

例えば、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的に弱い立場に置かれた人等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発の取組みを進めます。

第5章 推進体制等について

(1) 計画の推進体制

① 実施体制

本計画は、熊本県計画及び天草地域計画を重視し、関係部署の協力により策定しましたが、計画推進にあたっては、市人権教育推進協議会及び天草郡市人権教育推進連絡協議会とも連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図ります。

さらに、市民に対する人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などあらゆる場を通して行われることで、より実効あるものになると考えられることから、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえたうえで、相互の連携を図る必要があります。

今後は、市民一人一人が独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会を常に念頭に描きながら、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

② 国、県との連携

本計画の取組みの実効性を挙げるためには、国、県との連携を図ることが重要です。

「人権教育・啓発推進法」の中で、国は「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。国においては、平成14年(2002年)に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年(2011年)一部変更)に基づき、関係各府省庁間の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいます。なお、国は、国際社会においても、人権分野における国際的取組みに積極的な役割を果たすことが求められています。

このような中で、本市としては、熊本地方法務局天草支局、天草人権擁護委員協議会など国の人権擁護機関との連携をより一層深めながら、本市の実情に即した人権教育・啓発に着実に取組みます。

また、県においても「熊本県計画」を策定し、総合的・計画的に取り組んでいます。今後も人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師紹介、出前研修、人権に関する情報や啓発資料の提供を得るため連携を図っていきます。

③ 企業・民間団体との連携

人権教育・啓発に関しては、企業が、その社会的責任(CSR)の観点から、女性が活躍できる職場づくりを目指したり、障がい者雇用を積極的に進めたりしているほか、民間の人権関係団体等が、講演会や地域でのボランティア活動など様々な活動を行っており、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。また、保健・医療・福祉関係者など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事する人々についても、同様に、積極的な取組みが求められています。

このため、本市としても、企業や民間団体、また、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組みを支援します。

④ 家庭、地域との連携

市民一人一人が、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期から、家庭において、また、家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。

このため、行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が緊密な連携を図りながら、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭、地域の人権教育・啓発を支援します。

NPOやボランティア団体等の、自発性・主体性に基づく市民主体の活動は、公平性や平等性を基本とする行政や、採算性を重視する企業等では対応できない分野において、その効果的な取組みが期待されています。

このため、本市としても、民間団体等との協働による施策等を推進するとともに、市民が主体的に学べる学習の場の提供や、必要な情報の提供などを行うことにより、その取組みを支援します。

(2) 計画のフォローアップ

本計画の推進に当たっては、それぞれの重要課題に掲げる取組み方針に関連する事業の実施状況を把握し、課題を整理しながら、その推進を図ります。

また、市民から寄せられた意見等については、以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

用語の解説

(P5) *1 門地

家柄・家の格

(P7) *2 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う施設です。また、子育て相談など地域の子育て支援も行います。

(P15) *3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの課題は、「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」「安全で満足いく性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」のほか、「避妊・中絶」「性暴力」等といったことも含まれており、女性だけでなく男性の理解が必要であるとともに、幼少期・思春期からの教育が必要とされています。

(P20) *4 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のことです。

(P20) *5 障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定されました。

障害者虐待防止法に基づき、全国の市町村に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターが設置されています。

(P21) *6 相模原市の障害者支援施設における事件

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設に、施設の元職員である男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、27人が負傷した事件です。

(P22) *7 同和対策審議会答申

昭和35年（1960年）に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年（1965年）8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

(P22) *8 えせ同和行為

同和問題を口実に企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為で、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識に乗じて、何らかの利権を得ようとするものです。「えせ同

和行為」は、不当な要求を受ける人の人権を侵害しているだけでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。

(P24) *9 熊本県外国人サポートセンター

熊本に在留する外国人の生活全般に関する相談への対応と、多言語による各種情報発信を目的として、2019年9月に県庁本館7階に開設。

(P26) *10 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年(1993年)1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部・伝え手の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

(P26) *11 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年(2001年)に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学术交流等のための会議の開催等を行っています。

(P28) *12 国立療養所菊池恵楓園

明治40年(1907年)の「癩らい予防二関スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年(1909年)、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

(P28) *13 無らい県運動

「無らい県」とは、文字どおり、ハンセン病患者がいない県、すなわち、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなくなった県を意味します。

昭和6年(1931年)「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてから広く使用されるようになりました。「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込んだ官民一体となった運動です。

(P28) *14 宿泊拒否事件

平成15年(2003年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

(P37) *15 SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

利用者間のコミュニケーションを目的としたフェイスブックなどの会員制サービス又はサービスを提供するウェブサイト。

(P37) *16 フィルタリングサービス

インターネットのページを一定の基準により、子ども向けの健全なサイトなど「表示してもよいもの」と、出会い系サイトやアダルトサイトなど「表示禁止のもの」などに分ける機能。

(P40) *17 LGBT

L (レズビアン) G (ゲイ) B (バイセクシャル) T (トランスジェンダー) の頭文字をとって組み合わせた性的マイノリティの総称の一つ。

世界人権宣言

「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」

日本国憲法（抄）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

天草市人権擁護に関する条例

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条（生存、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱いもしくは刑罰を受けることはない。

第6条（法の下における人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において、平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条（無罪の推定、罰法定主義）

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条（移転と居住）

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害）

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条（国籍）

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻と家庭）

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産）

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 (思想、良心、宗教)

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 (意見、発表)

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 (集会、結社)

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 (参政権)

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 (社会保障)

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 (労働の権利)

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 (休憩、余暇)

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 (生活の保障)

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 (教育)

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条（文化）

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条（社会的国際的秩序）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条（社会に対する義務）

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

やさしい言葉で書かれた世界人権宣言

「世界人権宣言」は、この宣言の後に国際連合で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な意義を有しますが、天草市人権教育・啓発基本計画を理解するうえでも大切なものです。

この「世界人権宣言」を、だれもが読んで理解できるようになることが大切であるという考えから、いろいろな工夫をこらして作成されているのが、この「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」です。

この資料は、ジュネーブ大学のL.マサランティ教授（心理学専攻）を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP（平和の手段としての学校のための世界協会）と協力して1979年に開発・公表したものです。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できるように、フランス語での日常会話で使われている約2,500語だけで人権宣言をやさしく書き換えられています。さらに30ヶ条からなる人権宣言の内容を5つのカテゴリー（あなた、家庭、社会、国、世界）に分類し、一部は順序を入れ替えるなど理解しやすくなるための工夫をしています。

ただし、日常生活で使う基本的な言葉だけで人権宣言の内容を十分にあらわすことには当然無理もありますので、人権宣言の原文もあわせて読めるように並べて印刷されています。

なお、EIPからは英語版も刊行され、広く世界的に活用されています。文部科学省のホームページには、英語版も掲載されていますので、ご活用ください。

『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』

- 第1条 (世界) 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。
- (原文) すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第3条 (あなた) あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。
- (原文) すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第7条 (国) 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。
- (原文) すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条 (国) 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。
- (原文) すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条 (あなた) 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。
- (原文) 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第11条 (あなた) あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。
- (原文) 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第6条 (あなた) どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。
- (原文) すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第12条 (あなた) もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。
- (原文) 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第25条 (家庭) あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。
- (原文) 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条 (あなた) あなたは学校に通う権利、ただ義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。

(家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 18 条 (あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりであるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

(原文) すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 (あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうするのを禁止することはできません。

(社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

(原文) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条 (国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 23 条 (あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第25条（あなた）あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことからのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。

（原文）1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第29条（あなた）こういうわけで、あなたは、あなたの間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

（原文）1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第2条（世界）したがって、あなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

（原文）1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

(略)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の社会的使命】① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保護】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

天草市人権擁護に関する条例

平成18年3月27日

条例第9号

改正 令和5年3月24日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念に基づき、部落差別をはじめ、障害、性別等による差別等、あらゆる差別(以下「差別」という。)をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民への人権擁護意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力し、差別をなくすよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実及び人権擁護意識の高揚に関する施策について、市民及び関係諸団体と協力し、推進に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権擁護意識の高揚を図るため、関係諸団体と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育の推進と啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の協力)

第7条 市は、国、県及び関係諸団体と連携を図り、国が行う差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、第4条の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年3月24日から施行する。

天草市人権教育・啓発基本計画【改定版】

《発行》 令和5年(2023年)3月

《発行者》 熊本県天草市

《編集》 地域振興部男女共同参画課 / 教育部生涯学習課

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

TEL(0969)23-1111 / FAX(0969)23-8811